

災害に備えてブロック塀を点検しましょう



市では、安心・安全なまちづくりを目指して、地震によって倒壊するおそれのある危険なコンクリートブロック塀の撤去を推進しています。
倒壊によって尊い命を脅かすことのないよう、いま一度、コンクリートブロック塀の点検を行いましょう。お問い合わせは建築指導課☎421-6774へ。

危険なブロック塀がもたらす影響

平成28年に発生した「熊本地震」や、平成30年に発生した「大阪府北部を震源とする地震」では、ブロック塀が倒壊して尊い命が失われました。これらはいずれも現在の法令に定める基準に適合しないいわゆる「危険なブロック塀」であることがわかりました。

危険なブロック塀は人命を脅かす凶器となる恐れがあるばかりか、事故が発生した場合は、その所有者に対して多額の損害賠償責任が問われる可能性もあります。

また、倒壊したブロックが道路をふさいで、被災者の避難や救助活動の妨げとなることもあります。一般社団法人全国建築コンクリートブロック工業会のHPでは、兵庫県南部地震（阪神淡路大震災）と同じ振動を、現行基準に適合した安全な塀と、適合していない危険な塀に与えたときの様子を動画でわかりやすく紹介しています。
<https://www.jcba-jp.com/dictionary/earthquake.php>



被害を少なくするために 普段歩く道も点検を

自宅にブロック塀がある人は、右記を参考に点検しましょう。ステップ①、②で一つでも不適合がある場合は、危険なブロック塀に該当します。早急に安全なブロック塀やフェンスなどに作り替えるようにしましょう。

自宅にブロック塀のない人も、普段から通行する道や通学路の安全点検をして、道沿いに高いブロック塀がある場合は、なるべくブロック塀から離れる、他の道を通るなどの対策を日頃から心掛けるようにしましょう。

なお、危険なブロック塀を見つけたら、市へお知らせください。市で調査を実施します。

撤去費用を上限10万円まで補助します

市では、危険なブロック塀などの撤去費を補助する制度（危険コンクリートブロック塀等撤去費補助制度）があります。

■対象の塀 道路に面している塀、または避

難地※に隣接する塀（避難地境界に接する部分に限る）で、市へ事前相談し、市の調査の結果、補助対象と判断されたもの
※市地域防災計画で指定避難場所に指定された学校や公民館など

■対象となる工事 危険なブロック塀などの全部または一部を撤去する工事

■補助額 撤去工事にかかる費用の3分の2または撤去する面積に1㎡当たり6,000円を乗じた額のいずれか少ない額。上限10万円まで。予算には限りがあります

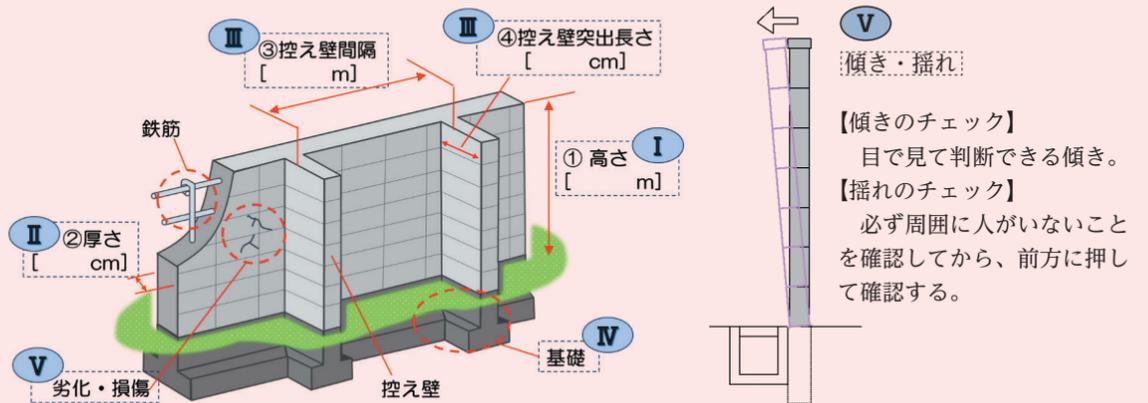
分からないときは専門家へ

▶点検や施工について
公益社団法人日本エクステリア建設業協会 ☎043-292-1435

▶点検のみの場合
公益社団法人千葉県建築士事務所協会 ☎043-224-1640または一般社団法人千葉県建築士会八千代支部 ☎409-0831

▶施工のみの場合
八千代市建設業協会 ☎459-9431

ステップ① 寸法と劣化状況を確認しましょう



ステップ② ブロック塀の現行基準と照らして確認しましょう

～コンクリートブロック塀～

- I 高さは地盤から2.2m以下か。
- II 厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- III 塀の高さが1.2m超の場合は、塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。(1.2m以下の場合は控え壁不要)
- IV コンクリートの基礎があるか。
- V ひび割れ(1mm以上)、傾き、揺れがないか。

◀出典 一般財団法人消防防災科学センター

～組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック塀)～

- I 高さは地盤から1.2m以下か。
- II 厚さは塀の高さの1/10以上か。
- III 長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- IV 根入れ20cm以上の基礎があるか。
- V ひび割れ、傾き、揺れがないか。

◀出典 一般財団法人消防防災科学センター

